

桑名宿の確立

郷土史家 西 羽 晃

前回に書きましたが、慶長6（1601）年に桑名宿では1日に36匹の馬を提供する義務を負い、伝馬町を開発して伝馬役を引き受けさせました。幕府の公用者（大名、旗本など）や公卿、大寺社の僧侶・宮司などは無償で人馬を利用できました。もっとも利用できる人馬数には制限がありました。

しかし通行量が多くて人馬が不足するので、寛永7（1630）年に揖斐川沿いの土地を造成して船馬町を開発し、伝馬役を引き受けさせました。寛永10年には「継飛脚給米」として40石7斗2升8合が幕府から桑名町年寄に毎年手当として支給されるようになりました。

寛永12年に参勤交代制が敷かれ、各大名は原則として、隔年ごとに江戸への出府を義務付けられました。そのため、街道を通行する大名が多くなり、宿駅制度も整備されました。宿駅の主な機能は大名などの休泊する宿（本陣・脇本陣）、人足・馬を手配する伝馬会所（または人馬会所）、お触れなどを知らせる高札の3点セットが各宿場に必ず設けられました。桑名は七里の渡しの渡船場なので舟役所も設けられました。

伝馬制度も大幅に拡大されました。寛永17年からは東海道の宿場では1日に100人の人足と馬100匹の提供が義務となり、人馬提供は宿場町全体での負担とされました。そのため桑名宿では9,291坪分の土地は免税となりました。宿場町に住んでいる住民に対して間口6間につき馬1匹、間口3間につき人足1人を無償で提供させたようです。桑名の宿場町に住んでいる住民はほとんどが商人ですから、馬を飼育したり、肉体労働である人足に出ることは困難なので、やがては金銭を出して専門の業者に任せるようになっていきます。

桑名町全体を管理するのは町年寄ですが、宿場を管理するのは問屋役であり、その下に伝馬年寄と舟年寄がおりました。彼らは幕府から命じられた桑名町の町人であり、本職は商人でした。複数が居て、毎日出勤するのでなく交代して出勤しましたが、大きな通行の場合は全員が出勤して業務にあたりました。

伝馬年寄の下に実務を担当する肝煎、馬指（馬を手配する）、人足差（人足を手配する）、小使などが居りました。舟年寄の下には舟肝煎、舟組頭、警固屋銭受払人（入港税の受取）、定使、入船改め提灯持などが居りました。



七里の渡し場付近 船乗場のすぐ上に高札、左に舟役所、問屋駅（人馬会所）、右に大塚本陣が見られる。